

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ お墓の未払金と債務控除

Q : 父が亡くなりました。父は、生存中に墓碑を購入しましたが、代金の一部が未払いとなっています。相続税の計算をする際、この未払金も債務として控除できますか。

A : 墓碑の未払金は債務控除できません。

【解説】

相続税法では、その財産の性質上又は社会政策的な見地等の理由から相続税の課税対象とすることが適当でない財産については、相続税の課税対象財産から除外することとしています。墓地や墓碑は、この非課税財産に該当します。

そこで、この非課税財産の取扱いとの関係上、このような非課税財産の取得、維持又は管理のために生じた債務の金額は、債務控除の対象にならないこととされているのです。

ご質問の場合、お父さんが生前に購入された墓碑の未払金がお父さんの債務で相続開始の際に現に存する確実なものであることが明らかである場合であっても、その購入された墓碑が非課税財産となる関係上、その未払金については、相続税の計算上、債務控除することはできません。

墓碑の購入代金を銀行から借入れ、相続開始時においてこの借入金の残高が残っていたような場合も、債務控除の対象にはなりません。

いずれ墓碑を買おうと思っているのであれば、生前にキャッシュで買うのがよいでしょう。その額だけ相続財産から控除できることになり、相続税の負担も軽くなります。



KIMIYO・I